

日時: 令和6年11月28日(水)

午後2時から午後3時45分

場所: 新潟市役所 本館3階 対策室1

発言者	発言内容
事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)	<p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から令和6年度「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を開催します。</p> <p>本日の全体進行を務めます、市民生活課安心・安全推進室長の大森と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は6名の委員のうち、5名の方からご出席いただき、過半数を超えていますので、本協議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していますことをご報告します。</p> <p>なお、本協議会は本市の「附属機関等に関する指針」により公開します。また、会議録を公開する関係から議事内容を録音しますことをご了承願います。</p> <p>また本日は新潟日報社が取材のためおいでになっています。取材のための撮影や録音をさせていただく場合がありますので、ご理解を願います。</p>
事務局 (鈴木市民生活部長)	<p>市民生活部長の鈴木です。</p> <p>「令和6年度 新潟市犯罪被害者等支援推進会議」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日はご多用のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、平素から犯罪被害者等支援の推進を始め、市政について深いご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>今回の会議は令和6年度第1回目の会議となり、この度委員改正により、新潟県警本部警務課被害者支援室の水口様の方から新しく委員にご就任をいただきました。後ほど一言ご挨拶をいただく時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、昨年6月に内閣府に設置されている「犯罪被害者等施策推進会議」において、犯罪被害者等施策をより一層推進することが決定されました。決定に基づき、「犯罪被害者等給付金」について支給の最低額が大幅に引き上げられるなど、犯罪被害者等支援に関す</p>

	<p>る様々な制度の支援策拡充が行われています。</p> <p>こうした中、新潟市においても、令和4年8月に「新潟市犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例の施行に基づき、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本推進会議委員の皆さまのご協力を賜り、昨年4月には「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定するなど、犯罪被害者等支援に関する体制の強化に努めています。</p> <p>本日の会議では、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」で定められている支援施策の実施状況等について、御審議いただくこととしています。委員の皆さまからは、率直なご意見をいただきたいと思っています。</p> <p>最後に、犯罪被害者等の尊厳を守りながら、被害者等が受けた被害を早期に回復・軽減し、再び平穏な日常生活を営むことができるよう、私共も精一杯頑張っておりますので、今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いします。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>本日は今年度8月1日に委員改選を行って以降、初めての開催となります。6名の委員の皆さまの内、5名の方から前任期から引き続きご就任をいただきました。前任期中は様々なご意見・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。今任期も引き続きよろしくお願いたします。</p> <p>また、県警被害者支援室の高橋室長がご異動となり、新たに水口室長から委員にご就任をいただきましたので、誠に恐縮ではありますが、水口室長より一言ご挨拶をいただければと思います。</p>
<p>水口委員</p>	<p>新潟県警警務部警務課被害者支援室の水口と申します。この度犯罪被害者等支援推進会議の委員に任命いただきました。実は私は警察官ではなく事務職員です。ですので、実際に被害者の方と接するということはこの部署に配属になってからということが現実ですので、初めは戸惑いも多かったのですが、過去に被害に遭われた方の声などを聞いていますと、まるで昨日のここのように生々しくお話をなさり思い出していらっしゃる姿を拝見して、時間の経過で受けた被害が薄まっていくことはあっても消えることはないということを非常に感じています。そのような中で、新潟市はいち早く条例を施行されていますし、相談事例も多いということで、他の市町村からも頼りにされていると思いますので、新潟市での取り組みが県内市町村に広がっていけば、県内のどこでも同じように被害者の方が</p>

	<p>支援を受けることができるようになっていくのではないのかと思っています。本日はよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>それでは次第の3「会長及び副会長の選出」に入ります。 選出についての進行は、事務局の渡部市民生活課長が務めます。</p>
<p>事務局 (渡部市民生活課長)</p>	<p>市民生活課長の渡部と申します。よろしく申し上げます。 会長と副会長の選出については、本協議会規則第4条第1項で、協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定めるとなっています。 これを踏まえ、会長、副会長の選出についてご意見のある方はいらっしゃいますか。 ご意見が無いようなので、事務局からの案として、丹羽委員に会長を、大花委員に副会長にご就任いただくというのはいかがでしょうか。</p>
各委員	(異議なしの声)
<p>事務局 (渡部市民生活課長)</p>	<p>それでは、賛成多数により丹羽委員が会長に、大花委員が副会長に選任されました。よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>それでは議事に入ります。丹羽会長より議事の進行をお願いします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>会長に就任しました丹羽と申します。 本日の議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。 それでは、これより次第に従いまして議事を進行して参ります。 なお本日の会議は1時間半程度を予定しているそうですので、円滑な議事進行についてご協力をよろしく申し上げます。 それでは初めに、次第の3議事の(1)「新潟市における犯罪被害者等支援に関する取組等について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課小泉主事)</p>	<p>それでは、資料1-1をご覧ください。 この資料は、新潟市犯罪被害者等支援推進計画の令和5年度の実施状況及び令和6年度の実施計画を示したものです。 例年同様に犯罪被害者等の方々の置かれている状況に応じて、既存の施策を活用していくことも重要であることから、新潟市犯罪被</p>

害者等支援推進計画には、被害者支援に特化した施策以外にも犯罪被害者等の方が利用できる市の施策を掲載していますので、特化施策以外の取組実績も掲載しています。

これら全ての取組実績等についてご説明しますと、かなりお時間をいただいておりますので、犯罪被害者等支援に特化した施策に関してのみ取組実績等について詳細にご説明させていただきたいと思っております。

犯罪被害者等支援に特化した施策に関する取組実績についてのご説明に入る前に、資料1-1の進捗管理表において、ご説明が必要な部分がありますので、その点についてご説明させていただきます。

1点目に各取り組みの相談実績数等を記載していますが、犯罪被害者等支援に特化した施策以外は犯罪被害に起因するものの相談実績数等を抽出することが難しいため、基本的に取り組み全体の実績数を記載しています。

ですが犯罪被害者等支援に係る実績数を抽出することが可能な取組に関しては、1ページの「(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置」に記載されているように、米印で「犯罪被害者等支援に係る実績」と記載しています。

2点目に、1ページの区分「1. 相談及び情報の提供」の「(2) ウ子どもに関する相談」についてですが、計画では「子育てに関する様々な困りごとについて相談に対応します。」と定められていますが、実績数を記載するにあたり、子供に関する相談の定義を各区で同様にするため、各区健康福祉課と検討を行い、毎年厚生労働省に報告している福祉行政報告例第45表の数値と同様としています。

この福祉行政報告例第45表は保護者の死亡や病気の発症等による養護相談や子どもが不登校になった際などの育成相談に関する相談が対象となっています。

なお、福祉行政報告例第45表には母子手帳の配布に関する相談などの「母子保健」に関する相談数は含まれていません。

あくまで「犯罪被害者等施策推進計画」内の子育てに関する相談実績数のため、子どもが被害にあったときや、親が被害にあった際の子どもの育成環境への相談実績と考えると、母子保健は含まない数値としました。

3点目に、3ページの区分「1. 相談及び情報の提供」の「(2) カ福祉に関する総合的な相談」についてですが、「福祉に関する相

談」となると非常に定義が曖昧で、定義を各区で同様にすることが難しかったため、犯罪被害者等から福祉に関する相談を受けた記録がある場合、その相談件数を記載することとしました。

具体的な例を申し上げますと、「犯罪被害によって障がいを負ったため、新潟市で利用できる障がい福祉サービスを教えてほしい。」といった相談や、「今まで自分を介護してくれていた家族が犯罪被害によって重傷病を負い、介護をしてもらえない状態ではなくなったため、新潟市にて利用できる介護サービスを教えてほしい。」などといった相談があった区について実績数を記載しています。

資料 1-1 の説明は以上になりますので、続いて資料 1-2 「計画における犯罪被害者等支援に特化した取組について」をご説明します。

まず初めに計画の区分「1 相談及び情報の提供」の「(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置」に関してご説明します。

新潟市では、市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、犯罪被害者等の相談状況に応じた支援制度の案内や関係機関や関係団体に関する情報提供の一元を図るとともに、庁内各部署との連携により、各種手続きのワンストップサービスを実施することで、犯罪被害者等の物理的・精神的な負担などの軽減に取り組んでいます。

令和 5 年度の総合窓口への相談件数は計 18 件となっており、令和 4 年度から 3 件増となっています。相談種別については、殺人事件に関するご相談が 1 件、傷害事件に関する相談が 2 件、性被害に関する相談が 4 件、ストーカーに関する相談が 1 件、危険運転に関する相談が 1 件、過失運転致傷罪が 2 件、脅迫被害に関する相談が 1 件、住居侵入に関する相談が 1 件、こういった支援制度があるのか、こういった支援団体があるのかといった「その他」の相談が 5 件ありました。

続いて計画の区分「2 心身に受けた被害及び影響からの回復」についての「(1) カウンセリング費用の助成」についてですが、令和 5 年度は県警さんのカウンセリング費用助成に加えて市のカウンセリング費用助成も使いたいという方がお一人いらっしゃったのですが、その方のご事情から申請はなくなったため、令和 5 年度の申請件数は 0 件となり、令和 6 年度の申請件数についても、現時点で申請はありません。

2 ページをご覧ください。続いて計画の区分「5 居住の安定」についての「(2) 転居費用の助成」についてですが、令和 5 年度は申請が 2 件ありました。令和 6 年度の申請については、現時点で申請はありません。

続いて計画の区分「7 経済的負担の軽減」についての「(1) 犯罪被害者等見舞金」についてですが、令和 5 年度の支給件数は重傷病見舞金 7 件となっています。見舞金制度ができてから最多となり、昨年から 6 件増加している形となります。要因としましては、令和 5 年に性犯罪の刑法改正があり、性被害に遭われた方からの申請が増加したことが要因かと思われます。

令和 6 年度については、現時点で重傷病見舞金を 2 件支給している状態となっています。

続いて計画の区分「7 経済的負担の軽減」についての「(2) 犯罪被害者等にかかる資金の貸付」についてですが、令和 5 年度の申請件数は 0 件となり、令和 6 年度の申請件数についても、現時点で申請はありません。

3 ページをご覧ください。続いて計画の区分「8 市民等の理解の増進」についての「(1) 市民全般へ向けた広報啓発活動」についてです。

まず初めにリーフレットの配布についてですが、令和 4 年度に作成した本条例の趣旨を一般の方に分かりやすく伝えるためのポスター及びリーフレットについて、令和 5 年度分を増刷するための予算を要求したのですが、予算が付かなかったため、令和 4 年度の同様多くの関係団体に配布するということが難しく、令和 4 年度に作成した際の残りを、パネル展のようなイベントの際に市民の方に配布しました。

続いて、広報媒体を活用した周知・啓発についてです。

被害者支援に関する広報啓発費が令和 4 年度に比べ削減されてしまったので、令和 5 年度は予算がかからない方法で様々な広報に取り組みました。

まず初めに、若年層向けに Facebook や旧 Twitter である X といったメジャーな SNS において市民生活課独自のアカウントを作成し、配信を行いました。

次に、令和 4 年度に実施した犯罪被害者等支援に関するアンケートにて、「犯罪被害者等への理解促進のためにどのような広報媒体を利用すべきか」という質問項目にて、テレビ・ラジオと回答した

方が多かったため、ラジオ出演やラジオ CM の広報を行いたく、予算要求をしていたのですが、予算がつかなかったため、各ラジオ局で「新潟市からのお知らせ」に関する番組を広報課がもっているため、BSN ラジオ、FM にいがた、FM けんとのラジオ局でラジオ CM の放送を行いました。

4 ページをご覧ください。次に Yahoo!での周知ですが、Yahoo!の自治体からのお知らせページにて、11 月の被害者支援月間に関する周知を行いました。

次に各区役所におけるデジタルサイネージ広報についてですが、昨年 12 月に各区役所に設置されているデジタルサイネージにおいて、犯罪被害者等支援に関する周知を行いました。

次に大型商業施設デジタルサイネージにおける周知についてですが、新潟市ではイオン新潟西店及びイオンモール新潟亀田インター店にて新潟市からのお知らせを表示するデジタルサイネージが設置されているので、その 2 店舗でデジタルサイネージ広報を行いました。

令和 6 年度は新潟駅が改築され、駅のバス停近くにデジタルサイネージが設置されたので、そちらでもデジタルサイネージ広報を実施しています。

次に市報にいがたにおける周知ですが、こちらは被害者支援月間にあわせ、にいがた被害者支援センターに関する広報及び、県が主催している支援フォーラムに関する広報を行いました。

なお、今年度も令和 5 年度同様の広報を被害者支援月間にあわせ実施しています。

6 ページをご覧ください。続いて、犯罪被害者等支援に関するイベント等の開催についてご説明します。

令和 5 年度は 11 月 14 日から 11 月 22 日の期間中、新潟県との共催で、新潟市中央区クロスパルにいがたにおいて、犯罪被害者支援の重要性や支援活動の紹介などが記載されたパネルの展示を行いました。

なお、今年度は 10 月 11 日から 10 月 24 日までの期間、新潟市役所本館 1 階の市民ホールにて、11 月 1 日から 11 月 12 日までの期間は東区役所 1 階南口エントランスホールでパネル展を開催し、昨年から 1 会場増やしての開催を行いました。

どちらの会場も、多くの方が立ち止まってパネルをご覧ください、ホンデリングもかなりの数の寄贈をいただきました。

	<p>続いて、計画の区分「9 教育活動の推進」についてですが、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布により、学校における教育活動の推進を行いました。</p> <p>7ページをご覧ください。続いて、計画の区分「10 人材の育成」についてですが、犯罪被害者等支援にあたっては、既存の施策も活用していくことになることから、庁内における被害者支援施策に携わる関係部署の所属長と、犯罪被害者等支援施策の現状等について情報共有を行うために、令和5年7月26日に、関係部署所属長との庁内連絡協議会を実施しました。</p> <p>また、支援業務に従事する職員を対象として、犯罪被害者等の支援に必要な情報及び知識の習得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上のため、令和6年3月1日に庁内関係部署職員に対する研修を実施しました。</p> <p>こちらはにいがた被害者支援センターの井口専務よりにいがた被害者支援センターの活動内容についてご講演をいただき、同センターの中曽根理事からは事例検討を行う際の講師を務めていただき、お二人より市役所や区役所に被害者の方が相談に来られた際の傾聴の姿勢など、被害者支援において大切なことをご指導いただきました。</p> <p>最後に「11 民間支援団体に対する支援」についてですが、犯罪被害者等が定期的集まり話し合うことにより、問題の解決や克服に繋がることを目的とした自助グループの活動について、にいがた被害者支援センター様にその開催運営を委託することで支援を行いました。こちらは年間6回開催していただいておりますが、今年度は「被害内容についてまだ気持ちの整理がついておらず、お話をすることが難しいかた向け」に、バルーンアート教室を開催いただいたりなど、いろいろな工夫をいただいております。</p> <p>資料1-2の説明については以上となります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明について、何かご質問やご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>大花委員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。様々な政策が着実に遂行されているという感想を受けました。これも特化条例を制定いただき、推進計画について制定いただき、これまで取り組んでこられた市役所の皆さまのおかげだと思って感謝しています。ありがとうございます。</p> <p>一つお伺いしたいのですが、犯罪被害者等の方がご利用された実</p>

	<p>績があるものとして、見舞金の支給と転居費用の助成の実績があるという風にお聞きしました。詳細な内容をお伺いすることはなかなか難しいかもしれませんが、実際に利用された被害者等の方からの感想や、「こういったことに役立った。」あるいは「こういった制度の方がいいのでは。」というようなご要望など、そういったニーズのようなものを利用した際に言われた、もしくは「本当にこういう制度があって助かった。」など、どんなことでもいいのですが、実際窓口でこういうことを言われたというようなものがあれば、今後制度を検討していくうえで参考になるとと思いますので、何かあれば教えていただきたいと思っています。以上です。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>私は性犯罪被害の相談について担当することが多いのですが、性犯罪被害に遭われた方が転居費用助成を申請される際に、「このような転居費用の助成があることによって、再被害に怯えずに転居できる。」といった感謝の気持ちを述べられた方がいらっしゃいました。</p> <p>こういった制度があることによって、犯罪被害に遭われた方が転居をしたいと考えた際の後押しになっていると思います。</p>
中曽根委員	<p>ご説明をお伺いして、制度はしっかり実施されており、支援が必要な被害者の方々にもしっかりと広報されていると感じました。</p> <p>令和5年度は18件相談があったとのことですが、他の所属や団体の支援に結び付いた実績などはありますか。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>犯罪被害により障がいを負ってしまった方が、区役所の福祉部門に繋がったケースがありました。</p>
中曽根委員	<p>過失運転致傷罪などはご相談があっても見舞金などの対象にはならないので、相談を受けてお話を聞いてくださった際に、他の制度に繋がった等の実績があったかと思い、質問しました。ありがとうございます。</p>
小林委員	<p>広報イベントにはどれくらいの方々が来られたのでしょうか。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>パネル展についてですが、こちらは各公共施設にて実施させていただいており、基本的にパネル展実施施設に用事があってご来庁いただいた方からパネルを拝見していただいているという形となりますので、パネル展のためだけに来庁していただいている人かどうかという判断が難しいため、人数の集計等は行っていません。</p>
事務局	<p>補足となりますが、具体的な人数については今ほど説明させてい</p>

<p>(大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>ただいたとおり把握していませんが、パネル展ではパネルの展示だけではなく、チラシやティッシュなど啓発物品も設置しており、啓発物品はたくさんの方から手に取っていただいているので、多くの方が立ち寄られたと推測できます。ホンデリングもかなりの数を寄贈いただいたので、主催者としてはたくさんの方から興味をもって見ていただいたのだと感じています。</p>
<p>水口委員</p>	<p>庁内関係部署職員に対する研修を実施されているとのことですが、どのようなご所属の方々が参加されているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>庁内関係部署職員に対する研修参加者については、新潟市犯罪被害者等支援推進計画の39ページに新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議構成員が記載されているのですが、こちらに記載のある所属の職員が研修参加対象となっています。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>資料1-1の3ページ(2)ケ学校における被害者支援相談について、にいがた被害者支援センターでも若年層の支援をさせていただくケースがあるのでお伺いしたいのですが、こちらの相談件数が0件となっているのは児童からソーシャルワーカー等への相談はなかったと解釈してよいのでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>こちらの資料の1-1に関しましては各担当課の方から実績数を回答いただいているのですが、米印はついていないものの、恐らくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへ児童から犯罪被害に関する相談の受付はなかったという報告になると推測します。</p> <p>実際に令和5年度に関しましては、こちらの総合対応窓口の方にも、小学生や中学生の方々からの相談実績はありません。</p>
<p>大花委員</p>	<p>資料1-2の項目「9教育活動の推進」にて、リーフレットを配布されたと記載されていますが配布対象者と配布部数についてお伺いします。</p> <p>また、総合対応窓口を設置したことで、今まで被害者等がそれぞれの窓口に来庁しなければならなかったものが、各窓口担当の方が一つの会議室に集まるといった形になったかと思うのですが、実際の動きについて、総合対応窓口がある場合とない場合とではどういう風になりましたでしょうか。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>リーフレットについてですが、市内の中学3年生を対象に配布しています。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校へは配布すべきか否かの二次被害的部分のケアも含めて配布</p>

<p>(大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>依頼を行っています。</p> <p>総合対応窓口の件に関しては、新潟市に総合対応窓口が設置されたのは平成 24 年になりまして、現在市民生活課に在籍している者では設置前後の実態は分かりませんが、見舞金の支給や条例の施行、犯罪被害者等支援推進会議の設置などがターニングポイントになっており、変化があったのはその前後となると思います。</p> <p>平成 24 年度に総合対応窓口が設置されてから平成 28 年度までは相談件数は 0 件でしたが、令和 3 年度に見舞金が始まって以降広報が充実し、市民に知られるところになった部分もありまして、ようやく相談件数が上がり、その中では先ほど大花委員がおっしゃったような各区の健康福祉課と同席してご相談を受けるなど、犯罪被害者支援に特化したもの以外の支援制度に繋げる形で、総合対応窓口がハブとして支援を持っている所属にご本人の了解のもと、情報提供等を行い、一緒に検討するような体制を作り、維持しています。</p> <p>ただ、犯罪被害者等が利用できる支援を担当している所属の担当者も定期異動で変わってきますので、その状況をキープするためにも、先ほど説明しました庁内連絡会議における所属長との情報共有や担当者に向けての実務研修を毎年度続けています。</p>
<p>大花委員</p>	<p>ありがとうございます。被害者等から何回も同じ被害内容をお話しすることは辛いことですので、各区等と連携して支援を行われているというのは非常によいことだと思いますので、これからも頑張ってくださいと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>追加の情報となりますが、犯罪被害者等の方が市役所まで来庁することが難しい際に、最寄りの区役所まで私たちが伺い、区の職員と一緒に話をお伺いしたことも何度かあります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>私からも少し質問させていただければと思います。資料 1-1 の 1 ページ目 (2) ア市民専門相談について、実績数が 3,553 件となっているのですが、そこから犯罪被害者等支援の総合対応窓口に戻さなければいけない案件が 18 件あったのか、あるいは犯罪被害者等の方が直接総合対応窓口で連絡してきた相談が 18 件だったのか、その辺りが少し気にかかったところになります。</p> <p>印象でも結構なのですが、犯罪被害者等の方からの相談は総合対応窓口で直接来ると言うよりは、他のルートから回ってくるのがほとんどだったのでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活)</p>	<p>1 番多いのはやはり県警の被害者支援室から「現在県警に相談に来られている犯罪被害者等の方に対して、市の制度について活用を</p>

<p>課安心・安全推進室長)</p>	<p>検討していただきたい。」という旨のご連絡いただいて、具体的に支援に繋がったものが多いと思います。</p> <p>それ以外については、先ほど申し上げたように、条例や見舞金についての広報を進めていく中で、その広報を見た犯罪被害者等の方から直接お電話によるお問い合わせもあります。資料1-1の1ページ(2)ア市民専門相談に記載されているような、市民相談という広い枠の中での相談については、「これは犯罪被害者等支援に関する相談のため総合対応窓口に対応いただきたい。」といった風にこちらに繋がったケースは ほぼない状態です。県警の被害者支援室もしくはにいがた被害者支援センターといった、いわゆる関係団体の中からお繋ぎいただいたもの、あるいは直接お電話いただいたものが相談件数 18 件の実態となります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございます。将来的には総合対応窓口の周知が進んでいきますと、最初から総合対応窓口にご相談されるケースも増えるかと思いましたがご質問させていただいたのですが、行政の現場ならではの難しさとして、この 3,553 件の市民相談の中に、本当は犯罪被害者であるが、自分からそれを言うのは少しはばかれる、あるいは少し聞いてみようというくらいの気持ちで問い合わせしてみた、実は犯罪被害を受けているのだが、そのことを伏せて連絡をした方というのはどこの自治体でもいらっしゃるのではないかという気がします。そこをあえて掘り起こすことがいいのかについては少し分からないですけれども、現場の窓口対応の方にとってはなかなか気づきにくいところもおありかと思いますが、何か一声かけていただくなど、そういった点の工夫とかはされているものなのでしょうか。ケースとしては、言動から犯罪被害にあったことが疑われるというケースを想定しています</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>そういったケースについては、総合対応窓口以外の窓口職員のセンサーが敏感かどうかというところが非常に大きいと考えています。センサーを磨くことに関しては、にいがた被害者支援センターのご協力いただきながら行っている、先ほど申し上げた担当職員への研修の中で、そういった際の気づきというところも今後極力職員に伝えていきたいとは思っています。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございます。それからもう 1 点お伺いしたいのですが、条例や計画の中で取り上げている日常生活支援についてです。</p> <p>実績を資料 1-1 などで細かく拝見しますと、7 ページに子育て関係の支援が実績として上がっており、一次保育や母子生活支援施設への入所など色々ありますが、例えば他の自治体ではホームヘルパ</p>

	<p>一の派遣、配食サービスなどいろいろなものが実施されています。</p> <p>これを全部新潟市の方で実施してくださいと言うのももちろん大変なので、そこは強く申し上げるつもりはないのですが、例えばにいがた被害者支援センターの方でも直接的支援をされていたりしますので、住み分けの問題も色々出てくるかと思います。よって、将来的にこの生活支援について取り組んでいくということになった場合に、今後の方向性としてどのようなことをお考えかということと、現時点の客観的な状況について、2点お聞かせいただければと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>本市では既にご承知の通り、特化支援策として令和3年度に見舞金の支給について制度を開始し、転居費用助成、カウンセリング費用助成、そして無利子の貸付金については条例制定とともに開始しています。</p> <p>支援の拡充については常に考えていかなければいけないと思っていますし、従来より弁護士費用助成と日常生活支援を次に実施すべきではないかというお話もいただいていた。弁護士費用助成に関しては、国で今動きが出てきているところですので、そうするとやはり次に拡充すべきは日常生活支援策と考えています。</p> <p>ある政令市が各政令指定都市の支援策の実施状況調査を行った中で、10市程度が日常生活支援を取り入れており、特にホームヘルプサービスと配食サービスが多いという現状については、研究させていただいているところです。</p> <p>この条例ができた時と現在では、新潟市におけるホームヘルプサービスの供給者の状況も変わってきており、ホームヘルプサービスを依頼する先が増えてきているというような実態もありますので、その辺を調査研究しながら、どういう形で制度に取り組んでいけばよいか、今後考えていきたいと考えています。</p> <p>現状としては検討を行うのみで制度実施まで進んでおらず、大変申し訳ありません。皆さまのアイデア、ご意見をいただきながら進めていければと考えていますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。他にご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>ご意見ないようですので、次の議事に進みます。貴重なご意見・ご質問、ありがとうございました。</p> <p>次に、議事の(2)「犯罪被害者等支援にかかるパートナーシップ制度の取り扱いについて」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>資料2をご覧ください。</p> <p>新潟市において性的マイノリティのカップルを対象に令和2年度に導入した「パートナーシップ宣誓制度」に、カップルの親族を登録することができる「ファミリーシップ」という制度が令和6年1月より追加されました。</p> <p>ファミリーシップについて簡単にご説明しますと、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した、その一方または双方が性的マイノリティである二人がパートナーシップ宣誓を行い、パートナーシップにある者の一方又は双方の3親等以内の親族で、当該パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であり、家族として協力し合う関係である者がファミリーシップの届け出をすることによって、様々な制度が家族と同等の取扱いを受けることができる制度となります。詳しくは参考資料1の「新潟市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き」をご覧ください。</p> <p>政令指定都市では札幌市、さいたま市、千葉市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、北九州市、福岡市の9市がファミリーシップ制度を導入している状況となり、北九州市と福岡市では見舞金などの経済的支援制度がないので除外しますが、札幌市以外では犯罪被害者等支援の経済的支援制度にファミリーシップ制度を導入しているとのことでしたので、事務局としましては新潟市市民生活課でも犯罪被害者等支援の各経済的支援にファミリーシップ制度を導入したいと考えています。資料2には改正の要綱案をそれぞれ添付しています。</p> <p>なお、ファミリーシップ制度を導入している他政令指定都市においては、同性カップルの一人に養子がいて、もう一人とは養子縁組を結んでいないけれども、その同性カップルと養子の方で同居しているという方がいた場合、養子縁組を結んではいないが事実上の養子縁組関係と同様の関係となりますので、そういった方も対象とするために、ファミリーシップ制度を導入している全ての政令指定都市で「事実上の養子縁組関係と同様の事情にあった者も含む」という表記を記載していますので、新潟市も同様としたいと考えています。</p> <p>皆さまからの賛同が得られ、かつ財務課等の関係課との内部調整がございましたら、要綱改正を行いたいと考えていますので、皆さまのご意見をお伺いするものとなります。</p> <p>資料2についての説明は以上です。</p>
----------------------------	---

大花委員	支給対象者を拡大する方向だと思いますので賛成なのですが、少し気になったのは、見舞金については県と費用を折半して支給されていると思いますので、県の制度との整合性等を図る必要が恐らくあると思います。仮に県の補助が使えない場合にも、新潟市単独で見舞金が支給できるのかについて確認させていただければと思います。
事務局 (市民生活課小林主事)	新潟県内のファミリーシップ制度を導入している長岡市や、県民生活課の担当者の方と協議しながら進めていきたいと思っています。
議長 (丹羽会長)	<p>他にご意見が無いようなので、事務局案のとおり進めていただければと思います。昨今の犯罪被害者等支援においては、皆さまご存じの通り同性婚の問題や、様々な家族関係の多様化を踏まえて、司そういった支援も広げていこうという動きが昨今ありますので、非常に有意義なことだと思います。</p> <p>それでは次の議事に進みます。議事の(3)「犯罪被害者等支援推進計画の改正について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (市民生活課小林主事)	<p>資料3をご覧ください。</p> <p>令和5年度に策定した犯罪被害者等支援推進計画について何点か改正が必要な部分が生じたので、皆さまにご意見をいただいた後、改正を行いたいと思います。</p> <p>まず1点目がこども未来部の組織改正に伴う、各業務の担当課の修正です。令和6年度より保育課が分課され「幼保運営課」と「幼保支援課」の2課体制となりました。よって、資料3の計画改正案の11ページをご覧ください。11ページ記載の(1)一時保育(一時預かり)サービスの提供について、これまで保育課が担当でしたが、今年度より幼保運営課が担当課になりますので、保育課から幼保運営課に変更します。16ページをご覧ください。同様に16ページ記載の(エ)保育料の減免について、これまで保育課が担当でしたが、今年度より幼保運営課が担当課になりますので、保育課から幼保支援課に変更します。</p> <p>またこども未来部組織改正に伴い、これまで子ども政策課が担当していた業務を子ども家庭課が担当したりなど、担当課に両課間で担当業務の変更がありましたのでその関係の担当課の変更について説明します。</p> <p>11ページ(3)子育て短期支援(ショートステイ)サービスの提供について、これまでこども政策課が担当課でしたが、今年度より</p>

こども家庭課が担当課になりますので、こども家庭課に変更させていただきます。

すぐ下の段の（４）ひとり親家庭等に対する日常生活支援についても、こども家庭課から担当課がこども政策課となりましたので、変更させていただきます。

13 ページ（２）ひとり親家庭の就業に関する給付金の助成の（ア）高等職業訓練促進給付金の助成、（イ）自立支援教育訓練給付金の助成、（３）ひとり親家庭等への就業・自立の支援の（ア）ひとり親家庭等への就業・自立支援、（イ）ひとり親家庭等への自立支援プログラム策定について、こども家庭課からこども政策課に担当が変更となりましたので変更します。

続いて２点目が市営住宅の目的外使用と「新潟県居住支援協議会」の運営体制変更に伴う変更に関する追記についてです。

12 ページ 5 居住の安定の（１）市営住宅の入居支援について、これまで市民生活課のほうから住環境政策課へ犯罪被害者等への市営住宅の目的外使用について要綱を整備し、犯罪被害者等の方が目的外使用することが可能な状態にしてほしいと依頼していましたが、要綱がなくとも、令和 5 年 3 月 24 日に国土交通省より発出された「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」という通知に基づいて目的外使用することが可能という返事を住環境政策課から確認しましたので、計画に追記したいと考えています。

また、（３）物件探しの支援について、県が「新潟県居住支援協議会」への補助金を打ち切り、これまでのように「新潟県居住支援協議会」が住居の確保に配慮が必要な方の物件探しを行うことが難しくなったため、今後は「居住支援法人」という住宅確保に配慮が必要な人の入居相談や見守り等の支援を行う法人として、県が指定した「居住支援法人」などを通じて、犯罪被害者等の方への物件探しの支援を行うこととするため、一部修正を行います。

続いて、３点目が犯罪被害者等の方が新たに対象となった介護保険に関する支援の追記についてです。14 ページの 7 経済的負担の軽減の（５）介護保険に関する支援のア）介護保険料の減免及び徴取猶予、イ）介護保険利用料の減免について、これまで介護保険制度において、災害等により生活が著しく困難となった者等、保険料を納めることができない特別の理由があるものに対し、保険料の減免又はその徴取猶予を行うことが可能と定められていたのですが、令和 5 年 6 月 6 日に国が「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定したことを受け、新たに犯罪被害者等に対してもこちらの両

	<p>制度が対象となりましたので、追記を行いたいと考えています。</p> <p>最後に軽微な箇所なのですが、9ページの(2)犯罪等に起因する各種相談の(オ)女性に関する相談について、女性相談員の呼び方が法律で女性相談支援員に変更になったとのことでしたので、計画における表記も変更します。</p> <p>なお、お持ちいただいた従来の「犯罪被害者等支援推進計画」の38ページと参考資料2「新潟市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議開催要綱の一部改正について」という資料をご覧いただきたいのですが、今ほど説明させていただいたことも未来部の組織改正及び介護保険に関する支援の追加が行われたことに伴い、新潟市における犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進することを目的に設置されている庁内連絡会議の開催要綱を一部改正する予定です。</p> <p>今回の計画改正については、組織改正の影響や既に施策内容の変更が決定したものに対する軽微な計画改正となりますので、今回開催させていただいている犯罪被害者等支援推進会議委員の皆さまのご意見をお伺いし、問題がなければパブリックコメント等は行わず、改正を決定する予定となっています。</p> <p>資料3の説明については以上です。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ただいまの説明について、なにかご質問やご意見がありましたらご発言願います。</p> <p>それでは私の方からお伺いしたいのですが、従来の居住支援協議会が物件探しの支援を行う形から居住支援法人へ紹介する形に変更となるとのことですが、新潟市の場合、居住支援法人というのは物件探しに支援が必要な人にとって良い環境が整っていると考えてよろしいでしょうか。規模や業務内容が自治体によってまちまちであると聞いたので、新潟市の状況をお伺いさせていただきます。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>こちらの居住支援法人についてですが、新潟県の居住支援法人に関するホームページを確認させていただきますと、こちらの居住支援法人が新潟県内には5つありまして、そのうちの4つが新潟市内にあるとのことですが、</p> <p>よって新潟市については、居住支援法人は県内他市町村に比べては充実している方であると考えています。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>市営住宅の入居支援等について、これまでは抽選札が2枚配布されて優先的に取り扱われるということでしたが、これからは緊急に迫られる事情がある場合は目的外使用が可能になったとのこと、非常にありがたいと思います。</p>

<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>国の犯罪被害者等支援における一層の推進の一環で、各関係省庁から犯罪被害者等のための制度拡充等の通知が出まして、その好事例だと思っています。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>介護保険料の減免についても、これまで支払っていたものが犯罪被害によって支払うことが難しくなるケースもあるため、対象者に犯罪被害者等が追加されたということはとても良いことだと思います。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>他にご意見が無いようなので、計画の改正については、事務局案のとおり進めていただきたいと思います。</p> <p>次に、議事の(4)「国における犯罪被害者等支援の推進について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (市民生活課小林主事)</p>	<p>参考資料 3 をご覧ください。こちらは内閣府に設置されている犯罪被害者等施策推進会議の令和 6 年 6 月 4 日に開催された際の資料となります。</p> <p>昨年度の会議でもご説明させていただいていましたが、令和 6 年で犯罪被害者基本法成立から 20 年になることを見据え、政府は令和 5 年 6 月 6 日「犯罪被害者等施策推進会議」にて、犯罪被害者等支援の在り方の抜本的な見直しに着手しました。</p> <p>こちらの犯罪被害者等施策推進会議決定に基づく取組の推進状況について、現時点で事務局が把握している情報について、皆さまに共有させていただきます。</p> <p>1 つ目、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討に関する進捗状況です。</p> <p>都道府県警様から犯罪被害者等の方に支払われている「犯罪被害者等給付金」について、警察庁は支給の最低額を大幅に引きあげる法律の施行令の改正案をまとめました。犯罪でなくなった人が子どもだった場合や、収入が少ない人だった場合でも、遺族が 1,000 万円を超える給付金を原則受け取れるようにするなど支援を拡充する内容で、今年の 6 月 15 日施行となりました。</p> <p>続いて 2 つ目、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に関する進捗状況です。</p> <p>犯罪被害者等を事件直後から弁護士が継続して支援するため、政府は令和 6 年 3 月 5 日に法テラスの業務内容を改正する総合法律支援法改正案を国会に提出し、4 月 18 日に成立、4 月 24 日に公布されました。捜査機関への対応や公判、損害賠償などの手続きを弁護</p>

士が一括で担い、被害者らの負担軽減と生活再建を目指しますものとなります。公布から2年以内の法令で定める日に施行される予定とのことです。

続いて3つ目、国における司令塔機能の強化に関する進捗状況です。

犯罪被害者等施策の推進に関して、令和5年10月1日から国家公安委員会が、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなりました。また、同日長官官房に犯罪被害者等施策推進課が新設されました。

なお、施策の点検・検証・評価のため、新たに関係府省庁連絡会議及びワーキンググループが設置、開催されています。

続いて4つ目、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する進捗状況です。

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築、多機関ワンストップサービスの実現に向け、警察庁において関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け検討を行うというものです。

こちらの多機関ワンストップサービスについて、必要な支援が漏れることなく犯罪被害者等の方に提供されるよう、警察庁では複数の団体の支援が必要な場合に対応するため、支援のコーディネートを行うコーディネーターを県に置くことを推奨しています。具体的には市町村やセンター様に犯罪被害者等の方が相談に来られ、複数の機関で支援が必要と判断された場合に、コーディネーターへ情報を共有し、コーディネーターが支援計画を作成や、計画の進捗状況を管理するというものです。進捗としましては、新潟県では来年度多機関ワンストップサービスの在り方について新潟県に合った多機関ワンストップサービスの構築を検討することとなっています。

続いて5つ目、犯罪被害者等のための制度の拡充等についてです。

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し通知を発出するなどし、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することが定められました。こちらの通知については、昨年度までに各関係府省庁からの通知が関係機関・団体に対し通知が発出済となっています。

	<p>また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、犯罪被害等による心理的外傷に起因する症状を有する者に対して公認心理士が必要な支援を行った場合の評価が新設されました。</p> <p>参考資料3の説明については以上となります。</p>
<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、何かご意見やご質問等ありますでしょうか。</p> <p>それでは私の方から1点お伺いしたいのですが、今お示しいただいた、参考資料3の4番の項目で、地方における途切れのない支援の体制強化ということで、多機関ワンストップサービスなどが記載されていますが、国の方向性としては、県にコーディネーターを置くことを推奨しつつ市町村を束ねて頑張ってもらいたい、関連する支援団体なども含めて多機関ワンストップサービス体制を作っていくってほしいというところだと思いますが、実際これは各都道府県ごとでかなり様相が違うというのは私も承知しており、県にそういった役割が期待された場合、なかなか難しいと思います。現状での今後の見通しとして市の方ではいかがお考えかということ、ざっとでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>県内における多機関連携及びそのコーディネーターの設置に関しては、県民生活課の方がご検討されている中で、既に新潟県警被害者支援室、並びににいがた被害者支援センターとその協議について進めていただいております、新潟市の方も途中からですが、県内市町村の立場として多機関ワンストップサービスの構築に関する会議に参画させていただき、4者で協議を進めているところです。多機関ワンストップサービスがどういう形になっていくのか、そしてそのあり方の中で市町村が何を担っていくべきなのかということ、色々とご相談をさせていただきながら明確にして、体制作りを進めていきたいと思っています。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>5番の犯罪被害者等のための制度の拡充等についてですが、「医療・生活・教育・納税の各分野にわたる制度について犯罪被害者等も利用し得ることなどを周知」となっており、通知を発出しているということになってはいますが、今までも新潟市の方でこういった通知を何回も出しているのでしょうか。また、こちらは新潟市から各関係省庁に通知は発出しているということなのではないでしょうか。</p>
<p>事務局 (大森市民生活)</p>	<p>こちらは昨年度の会議の際にもご説明させていただいた項目になりますが、昨年からは国の方が進めている犯罪被害者等施策の一層の</p>

<p>課安心・安全推進室長)</p>	<p>推進の中で、犯罪被害者等の方も活用できる制度を管轄している各省庁より、犯罪被害者等の方も利用し得ることを、都道府県を通じ、基礎自治体に向けて改めて通知が発出されたものとなります。</p> <p>先ほどご説明させていただいた、住環境政策課が行っている市営住宅の目的外使用や、介護保険料の減免など、既存の制度の中でも十分活用できる支援策があることの再認識が進んだと考えています。総合対応窓口としても、今回通知のあった各制度について、犯罪被害者等の方に漏らさずご説明を行い、活用いただくことに努めたいと考えています。</p>
<p>中曽根委員</p>	<p>犯罪被害とは少し違いますが、今年の地震の際に、被災者の方のための様々な支援策について、市の方では広報を何回も行っているけれどもなかなか被災者の方には伝わらないという状況がありました。犯罪被害者の方も被災者の方も同様に、どのような支援制度があるかというのは分からないことが多いので、職員の方々にはどういった支援制度があるかということについて、今後も周知徹底していただければと思います。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>私ども総合対応窓口では、各省庁から発出された通知について、関係する所属に改めて通知を発出し、認識するよう依頼を出しています。</p> <p>こういった取り組みを通じて、潜在的な犯罪被害者の方を支援に繋げていくことが、課題だと認識しています。</p>
<p>水口委員</p>	<p>4番の地方における途切れない支援の提供体制の強化について、新潟市の職員の方にも加わっていただいて、新潟県県民生活課、新潟県警被害者支援室、にいがた被害者支援センター、新潟市市民生活課の4者で新潟県における多機関ワンストップサービス体制の検討を進めているところですが、警察は犯罪被害者の方に最初に接する機会が多いということで、やはり市の方でも、県警からの紹介にて市の支援に繋がっているということは、これまでもお聞きしていた部分です。</p> <p>ただ警察では担えない支援部分があるということも実際に感じており、福祉面であったり教育の面だったり、それから日常サポートという部分など、なかなか警察では難しい部分があります。こういった部分を犯罪被害者の方のニーズに寄り添って行っていくとなると、やはり皆さまのお力が必要ですので、今までは各団体ごとに支援を行っていたものを、多機関で連携し、常に同じように支援できる体制を目指していくことが非常に大切だと思っていますので、これからも皆さまのご協力のほどよろしくお願ひします。</p>

<p>議長 (丹羽会長)</p>	<p>最後に議事全般を通して、ご意見等ありましたらご発言願います。</p> <p>皆さま、活発なご意見をいただき、ありがとうございました。議事につきましては以上ですが、その他、委員の皆さまから何かありませんでしょうか。</p> <p>ご意見ないようですので、議事については以上となります。皆さま活発なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>以上で議事を終わりますので、進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局 (大森市民生活課安心・安全推進室長)</p>	<p>丹羽会長、大変ありがとうございました。</p> <p>皆さま、大変有意義な会議をありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、「令和 6 年度新潟市犯罪被害者等支援推進会議」を閉会します。</p> <p>なお、本年度の会議は予定としては本日の 1 回のみとなっております。</p> <p>本日はお疲れさまでした。</p>